

平成24年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が実施した、平成24年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づく対応状況等に関する調査(滋賀県版)の概要は、以下のとおりでした。

障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)から平成25年3月31日までに相談・通報があり、虐待と判断された事例を集計しています。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事 者等による障害者虐待	使用者による 障害者虐待
市町・県への相談・通報件数	77件	23件	15件
虐待判断件数	37件	1件	
被虐待者数	37人	1人	

※使用者による障害者虐待について、滋賀労働局によれば、上記の15件に加え、通報者から直接の相談・通報があった事例も含め、虐待判断件数は2件、被虐待者数は2人となっている。

I 調査結果のポイント

① 今回が法施行後初めての調査。24年10月から25年3月の6月分が調査対象。

② 障害者100人当たりの虐待件数は、0.06件。

※障害者数：69,538人(H25.3末 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数の合計)

③ 障害種別では、知的障害のある障害者が全体の6割強。

④ 虐待種別では、心理的虐待、身体的虐待とも5割を超える。

⑤ 虐待を行った者の続柄では、父が最も多く、次いで母。

⑥ 虐待事例の約2割で、虐待者と被虐待者を分離。

⑦ 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待も1件を認定。

II 調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、77件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が41.6%と最も多く、次いで「本人による届出」が24.7%、「医療機関関係者」が10.4%、「当該市町行政職員」が9.1%、「家族・親族」、「その他」が6.5%、「民生委員」が3.9%、「近隣住民・知人」・「警察」が各1.3%でした。

表-1 相談・通報者（複数回答）

H24年度	滋賀	件数	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	その他	不明	合計
			%	19	5	1	3	8	0	32	0	1	7	5	0
		%	24.7	6.5	1.3	3.9	10.4	0.0	41.6	0.0	1.3	9.1	6.5	0.0	-
	全国	%	27.1	8.6	5.3	2.0	5.1	1.0	27.4	1.0	10.9	7.7	6.5	2.5	-

(注) 構成割合(県)は、相談・通報件数77件に対するもの

(2) 虐待の種別・類型

- 事実確認の結果、市町が、虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」）は37件でした。
- 虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が56.8%と最も多く、次いで「身体的虐待」が51.4%、「放棄、放置」が29.7%、「経済的虐待」が24.3%でした。

表-2 虐待の種類・類型（複数回答）

H24年度	滋賀	件数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
				%	19	2	21	11
		%	51.4	5.4	56.8	29.7	24.3	-
	全国	%	60.3	4.1	34.8	21.1	27.2	-

(注) 構成割合(県)は、虐待判断事例件数37件に対応するもの

- 性別では、男性が51.4%、女性が48.6%でした。年齢では、「20～29歳」が24.3%と最も多く、次いで「～19歳」が21.6%、「30～39歳」が18.9%、「40～49歳」・「50～59歳」が各10.8%でした。

表-3 被虐待者の性別

H24年度	滋賀	人	男性	女性	合計
				%	19
		%	51.4	48.6	100.0
	全国	%	35.1	64.9	100.0

表-4 被虐待障害者の年齢

H24年度	滋賀	件数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
				%	8	9	7	4	4	5	0
		%	21.6	24.3	18.9	10.8	10.8	13.5	0.0	0.0	100.0
	全国	%	6.6	17.3	18.0	23.0	18.5	13.2	3.2	0.1	100.0

- 被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が64.9%と最も多く、次いで「身体障害」が40.5%、「精神障害」が21.6%、「発達障害」が10.8%、「その他」が2.7%でした。

表-5 被虐待者の障害種別 (複数回答)

			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
H24 年度	人		15	24	8	4	1	52
	滋賀 %		40.5	64.9	21.6	10.8	2.7	-
	全国 %		27.5	48.5	36.0	1.9	2.7	-

(注) 構成割合 (県) は、被虐待者数37人に対応するもの

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「父」が35.0%と最も多く、次いで「母」が22.5%、「兄弟姉妹」が15.0%、「夫」が7.5%、「妻」・「息子」・「その他」が各5.0%、「娘」と「不明」が各2.5%でした。

表-6 被虐待者から見た虐待者の続柄

			父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
H 24 年度	件数		14	9	3	2	2	1	0	0	6	0	0	2	1	40
	滋賀 %		35.0	22.5	7.5	5.0	5.0	2.5	0	0	15.0	0	0	5.0	2.5	-
	全国 %		22.7	20.7	12.4	1.9	6.8	2.2	0.3	0.1	20.4	0.2	0.3	11.6	0.4	-

(注) 構成割合 (県) は、虐待者数40人に対するもの

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が8件(21.6%)でした。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、20件(54.1%)であり、これらの事例では、「養護者に対する助言・指導」や、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」や「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」等が行われていました。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、23件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が52.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が21.7%、「本人による届出」が17.4%、「当該施設・事業所職員」・「その他」が各4.3%でした。

表-7 相談・通報者（複数回答）

H24年度	滋賀	件数	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	福祉専門員・障害者福祉施設従事者等	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者	警察	運営適正化委員会	その他	不明	合計
			%	4	5	0	0	0	0	12	1	0	0	0	0	0	1
		%	17.4	21.7	0.0	0.0	0.0	0.0	52.2	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	-
		全国 %	29.7	18.0	5.9	0.2	0.9	0.2	11.3	15.1	5.1	1.6	2.2	0.6	10.2	6.8	-

(注) 構成割合(県)は、相談・通報件数23件に対するもの

(2) 虐待の種別・類型

○市町および県による事実確認の結果、虐待判断事例は1件でした。(ほかに県外に所在する障害者福祉施設従事者等による事例が1件あります。)

表-8 虐待の種類・類型（複数回答）

H24年度	滋賀	件数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
				%	1	0	1	0
		%	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	-
		全国 %	57.5	12.5	52.5	8.8	7.5	-

(注) 構成割合(県)は、虐待判断事例1件に対するもの

表-9 被虐待者の性別

H24年度	滋賀	人	男性	女性	合計
				%	0
		%	0.0	100.0	100.0
		全国 %	67.0	33.0	100.0

表-10 被虐待障害者の年齢

H24年度	滋賀	件数	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	合計
				%	0	0	0	0	0	1	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
		全国 %	5.7	27.3	21.0	15.9	14.2	7.4	6.8	1.7	100.0

表-11 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
H24 年度	滋賀 人	0	1	0	0	0	1
	%	0.0	100.0	0.0	0	0.0	—
	全国 %	19.7	54.5	39.3	1.7	0.6	—

(注) 構成割合（県）は、被虐待者数1人に対するもの

○虐待への対応策としては、施設・事業所等に対する「一般指導」を行いました。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、15件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が73.3%と最も多く、次いで「本人による届出」・「家族・親族」・「近隣住民・知人」・「その他」が各6.7%でした。

表-12 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区町村行政職員	その他	不明	合計
H24 年度	滋賀 件数	1	1	1	0	0	0	11	0	0	0	0	1	0	15
	%	6.7	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	73.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	—
	全国 %	47.9	15.8	10.2	0.7	1.0	0.3	11.9	6.6	0.7	1.3	2.3	12.9	7.6	—

(注) 構成割合（県）は、相談・通報件数15件に対するもの

Ⅲ 障害者虐待防止に関わる県の取組

障害者への虐待防止に向け、下記の取組を行っており、今後も引き続き取組を進めます。

(1) 対応窓口の整備

障害者権利擁護センターを社会福祉法人に委託設置し、障害者虐待にかかる通報・相談窓口を確保。なお、県内19市町においても通報・相談窓口である障害者虐待防止センターが設置されている。

(2) 人材育成

市町の障害者虐待防止センター担当者等に対し、通報受理や虐待への対応にかかる研修を実施。また障害者福祉施設従業者に対しても、法の理解や施設内での虐待防止に向けた取組について理解を深める研修を実施。

(3) 広報・啓発

リーフレットの作成、配布により、障害者虐待の防止や通報制度、通報先について周知。

(4) 関係機関との連携

早期発見と早期対応が可能となるよう、警察、労働局等、関係機関を招へいした連携協力会議を実施。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局</p> <p>①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)</p>	<p>[設置者等の責務]当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務]当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。